

## 平成29年第2回芦北町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 平成29年2月10日(金) 午前 9時30分
- ・閉会日時 平成29年2月10日(金) 午前 11時00分
- ・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室
- ・出席委員 21名
  - 1番 宮島 正文                      2番 浦川 敬次                      3番 竹本 幸哉
  - 4番 田口 宗一                      6番 徳永 修一                      7番 下山 國男
  - 9番 宮原千代子                      10番 才守 久                      11番 平井 正宏
  - 12番 阪口 修一                      13番 立水 庄一                      15番 草野 義雄
  - 16番 蓑田 正志                      18番 松原 茂喜                      19番 坂口恵美子
  - 20番 村上 久廣                      21番 田口 昭広                      22番 牧 正徳
  - 23番 岡本 辰男                      24番 井川 輝征                      25番 片山 幸弘
- ・欠席委員 4名
  - 5番 白畑 義美                      8番 一谷 代継                      14番 小崎 良一
  - 17番 塚本 壽
- ・農業委員会事務局職員 出席者
  - 事務局長 告畑 一彦
  - 事務局次長 川田 康幸      参事 白菊 大志
- ・議事
  - 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について
  - 議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について
  - 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について
  - 議案第8号 農用地利用集積計画の審議について
  - 報告第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について
  - 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による届出について

発言者	要 旨
告畑局長	<p>皆さん、こんにちは。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>それでは、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項に規定してある過半数の出席委員を確認しましたので、只今から平成29年第2回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>会議進行につきましては、会議規則第5条の規定により片山会長にお願いいたします。</p>
片山会長	<p>－会長挨拶省略－</p> <p>それでは、早速、議案審議に入ります。</p> <p>本日の、議事録署名委員は18番：「松原茂喜」委員、19番：「坂口恵美子」委員にお願いいたします。</p> <p>なお、5番白畑委員、8番一谷委員、14番小崎委員、17番塚本委員から欠席の報告があがっておりますのでお知らせします。それでは議事に入ります。</p> <p>議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田次長	<p>議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請書審議」について、農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地及び譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「高齢の為、孫に生前贈与する。」譲受人事由は、「祖父から、贈与を受け一括管理する。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、1ページから5ページになります。</p> <p>2番。申請地及び譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「町外に移住の為、管理耕作できないので贈与する。」譲受人事由は、「譲り受け、一括管理する。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、6ページから7ページになります。</p> <p>3番。申請地及び譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「高齢で耕作管理できないので、売り渡す。」譲受人事由は、「住宅敷地と隣接しており、宅地と一括して買い受ける」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、8ページから9ページになります。隣接地が5条申請で後に出てきます。本申請は農地として、隣接地は宅地としてということで一括して買い受けるという案件になります。</p> <p>使用貸借権設定の部、1番。申請地及び貸人の住所氏名、借人の住所氏名は記載のとおりです。貸人事由は、「高齢のため、娘婿に貸し付ける。」借人事由</p>

	<p>は、「祖父から、借り受け農業経営を引き継ぐ。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、10ページから12ページになります。</p> <p>議案第5号「所有権移転の部」1番～3番及び「使用貸借権設定の部」1番につきましては、「農地法第3条第2項各号」の不許可要件には該当しませんので、「許可相当」とであると判断します。以上です。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を「23番の岡本委員」に説明をお願いします。</p>
岡本委員	<p>2月7日に現地調査を行いましたのでその結果を報告します。内容は事務局の説明どおり、孫へ高齢の為農地を生前贈与することです。譲受人はこの土地を譲受けて農業を行いたいとの事ですので、別に問題ないと思いますのでよろしくお願いします。</p>
片山会長	<p>2番の案件を「6番の徳永委員」に説明をお願いします。</p>
徳永委員	<p>局長と次長と私、3人で2月7日に現地調査を行いました。事務局の説明どおりですけれども、譲渡人と譲受人は従弟関係にありまして、譲渡人は林業を営んでおり、農業はやっていない状況です。譲渡人が無償で譲り渡すという事でした。</p>
片山会長	<p>3番の案件を「11番の平井委員」に説明をお願いします。</p>
平井委員	<p>事務局と現地の確認をいたしました。今からこういう案件が多くなるのではないかと考えていますが、ここは耕作放棄地で荒れていたところですが、売る方とすれば一緒に買ってほしいということで、先程事務局の説明どおりでございます。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。</p>
片山会長	<p>使用貸借権設定の部1番の案件を「5番の白畑委員」ですが、欠席ですので告畑局長に説明をお願いします。</p>
告畑局長	<p>2月7日、白畑委員と申請人と現地を確認いたしました。内容につきましては先程の説明どおりとなっております。何も問題ないと思います。以上でございます。</p>
片山会長	<p>地元委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第5号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>—「質疑なし」の声あり—</p> <p>それでは採決を行ないます。</p>

	<p>所有権移転の部1番の案件につきましてについて、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、所有権移転の部1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>使用貸借権設定の部1番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田次長	<p>議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請書審議」について、農地法第4条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>1番。申請地及び申請者の住所氏名は記載のとおりです。</p> <p>転用目的は「牧場」です。議案資料は、13ページから16ページになります。周囲の状況から、「中山間地域に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の農地」で「第2種農地（その他の農地）」に該当します。</p> <p>議案第6号「1番」につきましては、「農地法第4条第6項各号」の不許可要件には該当しませんので、許可相当であると判断します。以上です。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。</p> <p>1番の案件を「18番の松原委員」に説明をお願いします。</p>
松原委員	<p>事務局と同行できませんでしたので、土曜日に確認しました。最初は牧場として牛の生産を増やしたいという事でしたけれども、生産も行いたいということで、おそらく今日くらい何頭か生まれてるのかなと思います。息子さんも畜</p>

	産関係の学校も出ておられまして、4月から手伝いをするということで、牧場拡大ということですので、ご理解いただいております。お願いしたいと思います。
片山会長	<p>地元委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第6号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>－「質疑なし」の声あり－</p> <p>それでは採決を行ないます。</p> <p>1番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田次長	<p>議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請書審議」について、農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部、1番。申請地及び譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。転用目的は「個人住宅」です。議案資料は、17ページから19ページになります。18ページの下の方ですが、先程説明したとおり、本申請が宅地として購入する、隣接地を農地として買い受けるという内容でございます。周囲の状況から、「中山間地域に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の農地」で「第2種農地（その他の農地）」に該当します。</p> <p>議案第7号、所有権移転の部1番につきましては、「農地法第5条第2項各号」の不許可要件には該当しませんので、許可相当であると判断します。以上です。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。</p> <p>1番の案件を「11番の平井委員」に説明をお願いします。</p>
平井委員	先程の事務局の説明どおりです。問題は無いと思います。よろしく申し上げます。
片山会長	<p>地元委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第7号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>－「質疑なし」の声あり－</p> <p>それでは採決を行ないます。</p>

	<p>所有権移転の部 1 番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、所有権移転の部 1 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に議案第 8 号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>します。事務局より説明をお願いします。</p>
川田次長	<p>議案第 8 号「農地利用集積計画の審議」について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が芦北町長から下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>賃貸借権設定の部、1 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定 5 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。</p> <p>2 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、再設定 3 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。</p> <p>3 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、再設定 5 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。</p> <p>使用貸借権設定の部、1 番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定 3 年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。</p> <p>2 番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、果樹で、設定期間は、新規設定 10 年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。</p> <p>3 番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、果樹で、設定期間は、新規設定 3 年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。</p> <p>4 番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、果樹で、設定期間は、新規設定 3 年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
片山会長	<p>議案第 8 号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>－「質疑なし」の声あり－</p> <p>それでは採決を行ないます。</p> <p>「賃貸借権設定の部」1 番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p>

	<p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>「使用貸借権設定の部」1番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>4番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に報告第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用計画配分の認可について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田次長	<p>報告第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画」が熊本県知事より認可されたので、報告するものです。これは11月の総会で農地中間管理機構に貸した分の案件になります。</p> <p>1番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。賃貸人は、作目は、水稻で、設定期間は、新規設定5年間。賃借料は、備考欄のとおりです。</p> <p>2番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定5年間。賃借料は、備考欄のとおりです。</p>

	<p>以上です。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第4号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>－「質疑なし」の声あり－</p> <p>質疑なしということですので、報告第4号については、これで終わります。</p> <p>次に報告第5号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田次長	<p>報告第5号「農地法第18条第6項の規定による届出」が下記のとおり提出されたので報告するものです。</p> <p>1番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。事由は「合意による解約」となっています。合意解約日は備考欄のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第5号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>－「質疑なし」の声あり－</p> <p>質疑なしということですので、報告第5号については、これで終わります。</p> <p>これで、本日の議案・報告について審議は終わります。</p> <p>引き続き、その他の連絡事項に入ります。</p> <p>(1) 次回総会日程について</p> <p>(2) 農地集積推進について</p> <p>(3) 現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員候補者について</p> <p>(4) 平成28年度農業委員活動強化推進大会について</p> <p>(5) 非農地判断調査について</p>